

昭和廿六年四月拾八日

今後各官廳における文書及び新に制定（全文改正を含む）する場合の
文體、用語、用字、句讀點等は、今回發表された憲法改正草案の例に
ならふこととし、できるだけその平易化に努めること。

裏面白紙